

奈良市公報

号外第2号

平成25年3月13日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

条 例

- 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 1

規 則

- 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 3
- 奈良市会計規則及び奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則 5
- なら100年会館条例施行規則の一部を改正する規則 6
- 奈良市病院事業会計規則の一部を改正する規則 6

告 示

- 放置自転車等の保管 7
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定 7
- 一般競争入札の実施（3件） 7
- 指定管理者の公募 9
- 開発行為に関する工事の完了 9
- 都市計画地区計画の変更案の公衆縦覧 9
- 都市計画生産緑地地区の変更案の公衆縦覧 10
- 生活保護法の規定による医療機関の指定 10
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定 10
- 放置自転車等の保管 10
- 一般競争入札の実施 11
- 交付要求通知書の公示送達 11
- 放置自転車等の保管 12
- 一般競争入札の実施 12
- 道路の位置指定 13
- 平成24年度市・県民税納税通知書の公示送達 13
- 開発行為に関する工事の完了（3件） 13
- 放置自転車等の保管 14
- 開発行為に関する工事の完了（2件） 14
- 国土調査の実施 14

監 察

- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知 15

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施 15
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定 16
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出（3件） 16

議 会

- 議会制度検討特別委員会の委員の選任 17

条 例

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年9月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第36号

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号を次のように改める。

- (1) 滞納整理奨励手当
- (2) 行旅死病人取扱手当
- (3) 火葬作業手当
- (4) 特定環境清掃作業手当
- (5) 廃棄物等現場指導業務手当
- (6) 動物死体処理作業手当
- (7) 下水処理作業手当
- (8) 道路舗装等作業手当
- (9) 危険作業手当
- (10) 消防業務手当
- (11) 消防活動手当
- (12) ケースワーク訪問調査手当
- (13) 災害復旧等業務手当
- (14) 有害物等取扱業務手当
- (15) 精神保健業務手当
- (16) 防疫等業務手当

第3条の見出しを「（滞納整理奨励手当）」に改め、同条第1項を次のように改める。

滞納整理奨励手当は、未収債権（市税を含む。）の滞納処分その他の滞納整理に関する業務に従事した職員のうち規則で定める職員に支給する。

第3条第2項中「250円」を「350円」に改める。

第4条の見出しを「（行旅死病人取扱手当）」に改め、同条第1項中「行旅病人処理手当」を「行旅死病人取扱手当」に、「行旅病人の」を「行旅死亡人又は行旅病人の」に改め、「職員」の次に「のうち規則で定める職員」を加え、同条第2項中「700円」を「3,000円」に改める。

第5条及び第6条を削る。

第7条第1項中「において火葬作業に従事する」を「に勤務する職員のうち規則で定める」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

<p>(特定環境清掃作業手当)</p> <p>第6条 特定環境清掃作業手当は、環境部に勤務する職員(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)のうち規則で定める職員に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、日額600円を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>第8条から第12条までを削り、第13条を第7条とする。</p> <p>第14条の見出しを「(動物死体処理作業手当)」に改め、同条第1項中「動物死体収集作業手当」を「動物死体処理作業手当」に、「動物死体収集作業に」を「動物死体処理作業に」に改め、同条を第8条とする。</p> <p>第15条及び第16条を削る。</p> <p>第17条第2項中「1,000円」を「600円」に改め、同条を第9条とする。</p> <p>第18条第2項中「1,000円」を「600円」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の3条を加える。</p> <p>(危険作業手当)</p> <p>第11条 危険作業手当は、廃棄物処理に係る危険作業に従事した職員(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)のうち規則で定める職員に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、日額600円を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(消防業務手当)</p> <p>第12条 消防業務手当は、危険業務に従事した消防職員のうち規則で定める消防職員に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、日額で定めるものについては4,000円を、1回につきで定めるものについては500円を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(消防活動手当)</p> <p>第13条 消防活動手当は、次に掲げる消防職員のうち規則で定める消防職員に支給する。</p> <p>(1) 水火災等の現場に出動した消防職員</p> <p>(2) 救急業務に従事した消防職員</p> <p>2 前項の手当の額は、1回につき510円を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>第19条から第28条までを削る。</p> <p>第29条の見出しを「(ケースワーク訪問調査手当)」に改め、同条第1項中「外務手当は、調査その他のために外勤した」を「ケースワーク訪問調査手当は、ケースワークを担当する」に改め、「及び消防吏員」を削り、同条を第14条とする。</p> <p>第30条の見出しを「(災害復旧等業務手当)」に改め、同条第1項中「災害復旧業務手当」を「災害復旧等業務手当」に改め、同項第2号を次のように改める。</p> <p>(2) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある河川の堤防、道路等において応急作業等に従事した職員</p> <p>第30条を第15条とし、同条の次に次の3条を加える。</p> <p>(有害物等取扱業務手当)</p> <p>第16条 有害物等取扱業務手当は、人体に有害な薬剤等の取扱業務又は病原微生物の検査等の業務に従事した職員</p>	<p>(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)のうち規則で定める職員に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、日額300円を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(精神保健業務手当)</p> <p>第17条 精神保健業務手当は、精神保健に関する相談、指導その他これらに類する業務に従事した職員(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)のうち規則で定める職員に支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、日額300円を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>(防疫等業務手当)</p> <p>第18条 防疫等業務手当は、次に掲げる職員(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)のうち規則で定める職員に支給する。</p> <p>(1) 規則で定める感染症等が発生し、又は発生するおそれがある場合に処置、防疫等の業務に直接従事した職員</p> <p>(2) 動物の収容等に係る業務に直接従事した職員</p> <p>2 前項の手当の額は、日額700円を超えない範囲内において規則で定める。</p> <p>第31条及び第32条を削り、第33条を第19条とし、同条の次に次の1条を加える。</p> <p>(重複支給の禁止)</p> <p>第20条 下水処理作業手当又は道路舗装等作業手当を受ける職員には、災害復旧等業務手当は支給しない。</p> <p>第34条を削り、第35条を第21条とし、第36条を第22条とする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第7条第1項を改め、同条を第5条とし、第5条の次に1条を加える改正規定(第6条に係る部分に限る。)及び第18条第2項を改め、同条を第10条とし、第10条の次に3条を加える改正規定(第11条に係る部分に限る。)は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成24年10月1日以後の勤務に係る手当について適用し、同日前の勤務に係る手当については、なお従前の例による。</p> <p>3 この条例による改正前の奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第10条及び第11条の規定は、平成24年10月1日から平成26年3月31までの間の勤務に係る美化清掃業務手当及び廃棄物等処理作業手当について、平成24年10月1日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第10条第2項及び第11条第2項中「1,000円」とあるのは、「500円」と読み替えて適用する。</p> <p>4 旧条例第12条及び第20条の規定は、平成24年10月1日</p>
---	---

から平成25年3月31日までの間の勤務に係る大型ごみ業務手当及び過重作業手当について、平成24年10月1日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第12条第2項中「1,500円」とあるのは「750円」と、旧条例第20条第2項中「3,500円」とあるのは「1,750円」と、「5,250円」とあるのは「2,625円」と読み替えて適用する。

(平成24年9月28日掲示済)

規則

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第63号

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成18年奈良市規則第44号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(滞納整理奨励手当)」に改め、同条第1項中「滞納整理課、債権整理課、国保年金課、福祉医療課又は介護福祉課に勤務し、債権整理、差押え等」を「差押え(支払督促後の差押えを含む。)その他」に改め、同条第2項中「250円」を「350円」に改める。

第3条の見出しを「(行旅死病人取扱手当)」に改め、同条中「1件につき700円」を「次に掲げる額」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 行旅死亡人の収容に従事した場合 1件につき3,000円

(2) 行旅病人の収容に従事した場合 1件につき1,500円

第3条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第4条第1項の規則で定める職員は、保護第一課又は保護第二課に勤務する職員とする。

第4条を削る。

第5条中「第7条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条ただし書中「従事する」を「従事した」に改める。

第5条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第5条第1項の規則で定める職員は、火葬場において次に掲げる作業(時間外勤務手当の支給を受ける場合を除く。)に従事した業務職員とする。

(1) 遺体を靈きゅう車から火葬場に移動し、火葬炉に納める作業

(2) 火葬の執行に係る作業

(3) 骨上げに係る作業

(4) 遺体の一時保管に係る作業

第5条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(特定環境清掃作業手当)

第5条 条例第6条第1項の規則で定める職員は、環境事

業室に勤務する技能職員及び業務職員で、次に掲げる気象環境下において廃棄物又は再生資源の収集、運搬、処分等の清掃作業(時間外勤務手当の支給を受ける場合を除く。)に従事した職員とする。

(1) 奈良地方気象台が観測地点名「奈良」において摂氏30度以上の最高気温を観測した日

(2) 気象警報が発令されている場合

2 条例第6条第2項の規則で定める額は、日額600円とする。ただし、従事した時間が1日に4時間未満の場合は、日額360円とする。

第6条から第10条までを削る。

第11条第1項中「第13条第1項」を「第7条第1項」に改め、「及び施設課」を削り、同条第2項中「第13条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条を第6条とする。

第12条の見出しを「(動物死体処理作業手当)」に改め、同条第1項中「第14条第1項」を「第8条第1項」に、「収集課」を「危機管理課、西部出張所、月ヶ瀬行政センター、都郡行政センター、東部出張所、北部出張所、環境事業室、環境政策課、農林課、教育総務課又は文化財課」に改め、同条第2項中「第14条第2項」を「第8条第2項」に改め、同項ただし書中「場合は、」の次に「日額」を加え、同条を第7条とする。

第13条及び第14条を削る。

第15条第1項中「第17条第1項」を「第9条第1項」に、「技能職員及び業務職員」を「職員で、下水路、特定事業場等の点検作業又は清掃作業のうち次に掲げる作業に従事した職員」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 下水道合流管のスクリーン及びミニポンプに堆積したごみ等の撤去作業

(2) 流入した油脂により下水道管が詰まった場合に行う油脂の除去作業

(3) マンホール及び汚水ますが破損した場合に行う応急作業

(4) 下水道管又は取付管が詰まった場合に行う通水確保のための応急作業

(5) 下水道の破損により道路陥没が発生した場合に行う応急の路面復旧及びその原因究明のために直接マンホール内に入って行う状況確認作業

(6) 直接マンホール内に入って実施する下水道の巡回点検作業

(7) 気象警報発令下で下水道管があふれた場合に行う危険回避のための作業

第15条第2項中「第17条第2項」を「第9条第2項」に、「1,000円」を「600円」に改め、同項ただし書中「従事する」を「従事した」に、「600円」を「360円」に改め、同条を第8条とする。

第16条第1項中「第18条第1項」を「第10条第1項」に、「技能職員及び業務職員」を「職員で、気象警報発令下で作業に従事した職員」に改め、同条第2項中「第18条第2項」を「第10条第2項」に、「1,000円」を「600円」に改め、同項ただし書中「従事する」を「従事した」に、「600

円」を「360円」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の3条を加える。	
(危険作業手当)	
第10条 条例第11条第1項の規則で定める職員は、環境事業室に勤務する技能職員及び業務職員で、次に掲げる作業（時間外勤務手当の支給を受ける場合を除く。）に従事した職員とする。	
(1) 環境清美工場での長尺物等の混入によるホッパー閉塞時の解除作業	条第2項の規則で定める額は、次のとおりとする。
(2) 環境清美工場での高架煙道、空気予熱機器等の清掃作業	(1) 水火災等の現場に出動した消防職員のうち、次に掲げる機関業務（消防自動車の運転、放水のための消防機械操作等をいう。以下この号において同じ。）に従事した消防職員（水防活動に従事した消防職員を除く。）
(3) 環境清美工場での火格子下シートの清掃及び突発的閉塞時の清掃作業	次に掲げる機関業務区分に応じ、次に掲げる額
(4) 環境清美工場での有毒ガス処理設備の消石灰輸送配管の閉塞時の分解清掃作業	ア 車両総重量が11トン以上の消防自動車の機関業務 1回につき500円
(5) 環境清美工場での破碎機運転終了時の本体内部、選別機及び各シートの付着物及び長尺物の除去清掃作業	イ 車両総重量が8トン以上11トン未満の消防自動車の機関業務 1回につき450円
(6) 環境清美工場での突発的な事故又は故障に対する原因究明及び緊急修理作業	ウ 車両総重量が5トン以上8トン未満の消防自動車の機関業務 1回につき400円
(7) 道路から5メートル以上下方で行う不法投棄廃棄物の収集作業	(2) 水火災等の現場に出動した消防職員のうち、前号に規定する消防職員以外の消防職員 1回につき300円
(8) 収集運搬作業中に発生した収集作業車の発火事故に係る対処作業	(3) 救急業務に従事した消防職員のうち、救急救命士の資格を有する消防職員で消防長が認める救命業務に従事した消防職員 1回につき510円
2 条例第11条第2項の規則で定める額は、日額600円とする。ただし、従事した時間が1日に4時間未満の場合は、日額360円とする。	(4) 救急業務に従事した消防職員のうち、前号に規定する消防職員以外の消防職員 1回につき200円
(消防業務手当)	第17条から第26条までを削る。
第11条 条例第12条第1項の規則で定める消防職員及び同条第2項の規則で定める額は、次のとおりとする。	第27条の見出しを「(ケースワーク訪問調査手当)」に改め、同条第1項中「第29条第1項」を「第14条第1項」に、「次に掲げる職員」を「保護第一課又は保護第二課に勤務する職員で、1日につき3件以上の訪問調査に従事した職員」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第29条第2項」を「第14条第2項」に改め、同項ただし書中「外勤した」を「訪問調査に要した」に改め、同条を第13条とする。
(1) 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）第2条に規定する国際緊急援助活動に従事した消防職員 1日につき4,000円	第28条の見出しを「(災害復旧等業務手当)」に改め、同条中「第30条第2項」を「第15条第2項」に改め、同条を第14条とし、同条の次に次の3条を加える。
(2) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項に規定する相互の応援に基づく消防活動に従事し、又は同法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として消防活動に従事した消防職員 1日につき2,600円	(有害物等取扱業務手当)
(3) 火災原因調査業務に従事した消防職員 1回につき200円	第15条 条例第16条第1項の規則で定める職員は、保健・環境検査課に勤務する職員で、次に掲げる業務に従事した職員とする。
(4) 潜水器具を装着して行う潜水業務に従事した消防職員 1回につき500円	(1) 試験又は検査のため、毒物等又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第3に掲げる特定化学物質若しくは同令別表第6の2に掲げる有機溶剤を取り扱う業務
(5) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物、劇物又は特定毒物（以下「毒物等」という。）その他これらに類するものの処理業務に従事した消防職員 1回につき500円	(2) 食中毒及び感染症に係る病原性細菌及び微生物の検査又は培養を行う業務
(6) 10メートル以上の高所での業務に従事した消防職員 1回につき500円	2 条例第16条第2項の規則で定める額は、日額300円とする。ただし、従事した時間が1日に4時間未満の場合は、日額180円とする。
(7) その他消防長が認める危険業務に従事した消防職員 1回につき300円	(精神保健業務手当)
(消防活動手当)	第16条 条例第17条第1項の規則で定める職員は、保健予防課又は障がい福祉課に勤務する職員で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定に基づく調査、相談又は指導を訪問により行った職員とする。
第12条 条例第13条第1項の規則で定める消防職員及び同	2 条例第17条第2項の規則で定める額は、日額300円とする。ただし、従事した時間が1日に4時間未満の場合

は、日額180円とする。

(防疫等業務手当)

第17条 条例第18条第1項の規則で定める感染症等は、次のとおりとする。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定する感染症(四類感染症及び五類感染症を除く。)

(2) 狂犬病

(3) 検疫法(昭和26年法律第201号)第2条に規定する検疫感染症

2 条例第18条第1項の規則で定める職員は、次に掲げる業務に従事した職員とする。

(1) 感染症等(前項に規定する感染症等をいう。以下同じ。)の患者若しくはその疑いのある者(次号において「感染症患者等」という。)の救護業務又は感染症等の病原体に汚染された物件若しくはその疑いがある物件の処理業務その他の防疫業務若しくは防疫業務の従事者への健康観察業務

(2) 感染症患者等への訪問による調査又は保健指導業務

(3) 前2号に規定する業務の従事者への診察業務

(4) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)の規定による犬の予防注射若しくはその介添、捕獲、殺処分、検診又は犬等の病性鑑定のための措置業務

(5) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第35条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による犬若しくはねこ(以下の号において「犬等」という。)の引取業務若しくは当該引き取った犬等の殺処分業務又は同法第36条第2項の規定による犬等(生きているものに限る。)の収容業務若しくは当該収容した犬等の治療若しくは殺処分業務

3 条例第18条第2項に規定する手当の額は、前項第1号及び第2号の職員にあっては日額500円(従事した時間が1日に4時間未満の場合は、日額300円)とし、同項第3号、第4号及び第5号の職員にあっては日額700円(従事した時間が1日に4時間未満の場合は、日額420円)とする。

第29条及び第30条を削る。

第31条中「第5条、第6条第2項、第7条第2項、第8条第2項、第9条第2項、第11条第2項、第14条第2項、第15条第2項、第16条第2項、第20条、第21条、第26条、第27条第2項、第28条並びに第29条第1項及び第3項」を「第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第8条第2項、第9条第2項、第10条第2項、第13条第2項、第14条、第15条第2項、第16条第2項及び第17条第3項」に改め、同条を第18条とし、第32条を第19条とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第5条を第4条とし、第4条の次に1条を加える改正規

定(第4条の次に1条を加える部分に限る。)及び第16条を改め、同条を第9条とし、第9条の次に3条を加える改正規定(第10条に係る部分に限る。)は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、平成24年10月1日以後の勤務に係る手当について適用し、同日前の勤務に係る手当については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の奈良市特殊勤務手当に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第8条及び第9条の規定は、平成24年10月1日から平成26年3月31日までの間の勤務に係る美化清掃業務手当及び廃棄物等処理作業手当について、平成24年10月1日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第8条第2項及び第9条第2項第1号中「1,000円」とあるのは「500円」と、「600円」とあるのは「300円」と、旧規則第9条第2項第2号中「540円」とあるのは「270円」と、「324円」とあるのは「162円」と読み替えて適用する。

4 旧規則第10条及び第18条(第9項を除く。)の規定は、平成24年10月1日から平成25年3月31日までの間の勤務に係る大型ごみ業務手当及び過重作業手当について、平成24年10月1日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第10条第3項、第18条第2項第2号、第4項、第5項第6号及び第7号、第7項、第8項並びに第10項中「1,500円」とあるのは「750円」と、同条第2項第1号及び第5項第2号中「1,750円」とあるのは「875円」と、同条第2項第1号及び第5号並びに同条第5項第1号及び第3号中「3,500円」とあるのは「1,750円」と、同条第2項第2号及び第7号中「3,000円」とあるのは「1,500円」と、同項第3号及び第6号並びに第5項第4号及び第8号中「2,625円」とあるのは「1,312円」と、同条第2項第3号中「5,250円」とあるのは「2,625円」と、同項第4号及び第8号中「2,250円」とあるのは「1,125円」と、同項第4号中「4,500円」とあるのは「2,250円」と、同条第4項、第7項、第8項及び第10項中「900円」とあるのは「450円」と、同条第5項第5号中「2,100円」とあるのは「1,050円」と、同条第11項中「250円」とあるのは「125円」と、「150円」とあるのは「75円」と読み替えて適用する。

(平成24年9月28日掲示済)

奈良市会計規則及び奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第64号

奈良市会計規則及び奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

(奈良市会計規則の一部改正)

第1条 奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第30条第2号中「郵便事業株式会社、郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

（奈良市税条例施行規則の一部改正）

第2条 奈良市税条例施行規則（昭和46年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記第35号様式中 「○〔株式会社 ゆうちょ銀行及び
コンビニエンスストア〕

郵便局株式会社]」を「○〔コンビニエンスストア〕」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に第2条の規定による改正前の奈良市税条例施行規則別記第35号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（平成24年9月28日掲示済）

なら100年会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第65号

なら100年会館条例施行規則の一部を改正する規則

なら100年会館条例施行規則（平成10年奈良市規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表映写設備の項中、

35面マルチビジョン	1台	50,000	を
16mm映写機	1台	3,000	」を

16mm映写機	1台	3,000	」に、
---------	----	-------	-----

液晶プロジェクター (大型)	1台	20,000	を
液晶プロジェクター (中型)	1台	15,000	」を

液晶プロジェクター (9600lm)	1台	30,000	に
液晶プロジェクター (5000lm)	1台	20,000	に
液晶プロジェクター (1000lm)	1台	15,000	」に

改める。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

（平成24年9月28日掲示済）

奈良市病院事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第66号

奈良市病院事業会計規則の一部を改正する規則

奈良市病院事業会計規則（平成16年奈良市規則第77号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）現金取扱員 法第28条第1項の規定により病院事業に置かれる現金取扱員をいう。

第3条の見出しを「（企業出納員等）」に改め、同条第1項中「企業出納員」の次に「及び現金取扱員」を加え、同条に次の3項を加える。

4 現金取扱員は、病院事業課の職員（再任用職員、非常勤嘱託職員及び臨時職員を含む。）をもって充てる。

5 現金取扱員は、上司の命を受けて病院事業の業務に係る現金及び有価証券の出納に関する事務を取り扱うものとする。

6 現金取扱員が取り扱う現金の限度額は、1日100万円とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

第4条第1項中「会計管理者」の次に「、企業出納員及び現金取扱員」を加え、「公金」を「現金その他の資産」に改め、同条第2項を削る。

第19条第1項中「会計管理者及び公金徴収事務受託者」を「企業出納員及び現金取扱員」に、「直ちに納付者」を「領収印を押して、納付者」に改め、同条第2項中「又は収納取扱金融機関」を「、収納取扱金融機関及び公金徴収事務受託者」に改め、同条に次の1項を加える。

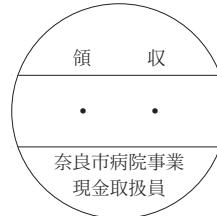
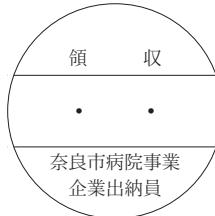
3 第1項の規定により収入の納付を受けた場合の領収印は、別記様式による。

第20条第1項並びに第24条第1項、第6項、第7項及び第9項中「会計管理者」の次に「、企業出納員、現金取扱員」を加える。

第31条第1項中「会計管理者」の次に「及び企業出納員」を加える。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第19条関係）



附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(平成24年9月28日掲示済)

告示

奈良市告示第591号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年9月18日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年9月14日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市市民生活部 防犯・交通安全課

電話0742-34-1111代表

(平成24年9月18日掲示済)

奈良市告示第592号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成23年9月18日

奈良市長 仲川元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
佐藤 ゆかり	済生会奈良病院	奈良市八条四丁目643番地	眼科 (視覚障害)	平成24年9月11日

(平成24年9月18日掲示済)

奈良市告示第593号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年9月18日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

道路改良工事（荻町地内・榎の川線）ほか7件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 (入札参加者に必要な資格)

(1) 平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。

(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）

並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

(平成24年9月18日掲示済)

奈良市告示第594号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年9月18日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

測量設計業務委託（北之庄町地内・北之庄八島線）ほか1件（各業務の業務名、業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(入札参加者に必要な資格)

- (1) 平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している測量・建設コンサルタント等業者であること。
- (3) 業務ごとに別表の参加資格に掲げる等級（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該業務に関して必要な資格を有している、次の技術者を配置できること。（管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。）
 - ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者
 - イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各業務の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

(平成24年9月18日掲示済)

奈良市告示第595号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年9月18日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 灰汚水処理装置点検整備補修
- (2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地「奈良市環境清美工場」
- (3) 業務期間 契約の日から平成25年3月22日までとする。
- (4) 業務概要
 - 1 灰汚水吸引装置補修（真空吸引方式）一式
 - 2 灰汚水脱水装置補修（スクリューデカンタ型連続遠心分離脱水機）一式
 - 3 灰汚水再処理装置補修（沈殿槽、再利用ポンプ装置）一式
 - 4 試運転調整一式
- (5) 予定価格 31,422千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、清掃施設工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすこと。

- (1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。）の結果における清掃施設工事の総合評定値が900点以上であり、特定建設業の許可を有していること。
- (2) 告示日以前において、一般廃棄物ごみ焼却施設（焼却能力が1日につき400トン以上のものに限る。）の灰汚水処理施設（灰汚水処理能力がクローズド方式4.5m³/hを有し、スクリューデカンタ型連続遠心分離脱水機を有する物に限る。）の補修に元請負業者としての施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の代表者である場合に限る。
- (3) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該業務に1名以上専任で配置できること。
 - ア 清掃施設工事に関する技術士法に関する技術士又はこれと同等以上の資格を有する者（指導監督的な実務経験者等）であること。
 - イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。		ウ 団体の定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあっては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し)
3 設計図書等を示す日時及び場所		エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
(1) 日時 平成24年9月18日から平成24年10月25日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)		オ 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
(2) 場所 奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。)		カ 団体の役員名簿その他これに類する書類
4 開札の場所及び日時 奈良市役所 入札室 平成24年10月26日 午前9時30分		キ 団体及びその代表者が平成22年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
以下省略		ク 共同体にあっては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手続に係る委任状
		5 その他 その他の詳細は、奈良市月ヶ瀬福祉センター及び奈良市都祁福祉センター指定管理者募集要項によります。
6 問い合わせ先 奈良市保健福祉部福祉政策課 電話0742-34-4994		(平成24年9月18日掲示済)
奈良市告示第596号 奈良市月ヶ瀬福祉センター及び奈良市都祁福祉センターの指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第2条の規定により、次のとおり告示します。 平成24年9月18日 奈良市長 仲川元庸		奈良市告示第597号 都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。 なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。 平成24年9月19日 奈良市長 仲川元庸
1 公の施設の所在地及び名称 奈良市月ヶ瀬尾山1124番地 奈良市月ヶ瀬福祉センター 奈良市蘭生町1922番地の8 奈良市都祁福祉センター		1 許可の年月日及び番号 平成24年6月18日 奈良市指令都整開 第12A-6号
2 指定管理者が行う業務の範囲 (1) センターの事業の実施に関する事項。 (2) センターの使用承認及び使用制限に関する事項。 (3) センターの施設及び附属設備の維持管理に関する事項。 (4) その他市長が定めること。		2 検査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成24年9月18日 第1316号
3 指定期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで		3 開発区域に含まれる地域 奈良市山陵町975番1、987番4及び987番5
4 指定申請の方法 (1) 指定申請書等の配布及び提出場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市保健福祉部福祉政策課		4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市左京三丁目18番地の20 有限会社友舞 代表取締役 沖汐弘美
(2) 申請期間 平成24年9月18日から平成24年10月5日まで		(平成24年9月19日掲示済)
(3) 提出書類 奈良市月ヶ瀬福祉センター及び奈良市都祁福祉センター指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。 ア 奈良市月ヶ瀬福祉センター及び奈良市都祁福祉センター指定管理者事業計画書 イ 奈良市月ヶ瀬福祉センター及び奈良市都祁福祉センター指定管理者収支予算書		奈良市告示第598号 大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画を変更するため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。 平成24年9月20日 奈良市長 仲川元庸
		1 変更に係る都市計画の種類 大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区

計画

あやめ池遊園地跡地地区計画

- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市あやめ池北一丁目、あやめ池北二丁目及びあやめ池北三丁目の各一部

3 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

4 縦覧期間

平成24年9月20日から平成24年10月4日まで

5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成24年10月4日までに必着するように提出してください。

(平成24年9月20日掲示済)

奈良市告示第599号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成24年9月20日

奈良市長 仲川元庸

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市青野町、秋篠町、石木町、大森西町、押熊町、西大寺新田町、西大寺野神町一丁目、四条大路二丁目、四条大路三丁目、菅原町、大安寺七丁目、高畠町、東九条町、二名三丁目、二名平野一丁目、宝来四丁目、宝来町及び三碓六丁目の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

4 縦覧期間

平成24年9月20日から平成24年10月4日まで

5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成24年10月4日までに必着するように提出してください。

(平成24年9月20日掲示済)

奈良市告示第600号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年9月20日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
自分薬局 中登美ヶ丘	奈良県奈良市中登美ヶ丘3 -2 ローレルスクエア登美ヶ丘東館Ⅱ102号	平成24年9月1日

(平成24年9月20日掲示済)

奈良市告示第601号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年9月20日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関

名称	所在地
----	-----

開設者

名称	主たる事務所の所在地
----	------------

リハビリデイみやび

奈良県奈良市西ノ京町250-1

有限会社あんしん

奈良県奈良市あやめ池北一丁目5-5

施設又は実施する事業の種類

指定年月日

居宅 通所介護
介護予防 通所介護平成23年4月1日
平成23年4月1日

(平成24年9月20日掲示済)

奈良市告示第602号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年9月20日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年9月20日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年9月20日掲示済)

奈良市告示第603号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年9月21日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 業務名 本庁舎正庁系統空調機ダクト清掃業務委託

(2) 業務場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市本庁舎

(3) 業務期間 契約日から平成25年2月28日まで

(4) 業務概要 本庁舎正庁系統空調機ダクト清掃業務委託 一式

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件に定める基準を全て満たすこと。

(1) 平成24年度において奈良市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、告示日において、入札参加希望種目（第1希望）が「(R3)の設備運転管理」として登録されている者

(2) 平成22年度以降（過去2年間）において、同等規模以上の規模のダクト清掃を行った契約実績が複数あること。

(3) 平成22年度以降（過去2年間）において、同等規模以上の空調機を設置又は整備を行った契約実績が複数あること。

(4) 市町村税を滞納していないこと。

(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでない

こと。

(9) 入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

3 仕様書等を示す日時及び場所

(1) 仕様書等は、奈良市ホームページよりダウンロードできます。

(2) 仕様書等の閲覧又は貸出しの場合は、下記に従ってください。

ア 日時

平成24年9月21日（金）から平成24年10月9日（火）まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 場所

奈良市総務部管財課

4 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次に従い、書面により提出してください。

ア 提出日時 平成24年10月9日（火）
午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 奈良市総務部管財課

住所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
電話 0742-34-4999

ウ 持参により提出してください。郵送及び電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けません。

(2) (1)の質問に対する回答は、平成24年10月15日（月）午後5時までに奈良市ホームページに掲載予定とします。また、平成24年10月15日（月）午前9時から午後5時まで奈良市総務部管財課において閲覧に供します。

5 入札の場所及び日時

平成24年10月29日（月） 午後1時30分

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 入札室

以下省略

(平成24年9月21日掲示済)

奈良市告示第604号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成24年9月25日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

交付要求通知書

2 送達を受けるべき者

省略

(平成24年9月25日掲示済)

奈良市告示第605号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年9月25日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年9月25日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年9月25日掲示済)

奈良市告示第606号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年9月26日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 物品名 防災倉庫
- (2) 詳細 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 別紙仕様書のとおり
- (4) 納入期限 平成25年2月28日(木)
- (5) 担当課 奈良市市民生活部危機管理課
電話 0742-34-4930

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 平成24年度において本市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、告示日において、入札参加希望種目のうち、主とする業種（第1希望）が「(P)消防」の「(1)消防自動車・ポンプ・防火器具等」若しくは「(2)その他（消防設備点検）」として登録されているもの、又は入札参加希望種目のうちいずれかの業種（第1～第3希望）が「(Z)その他」の「(5)防災用品（備蓄倉庫・非常食等）」として登録されているものであること。ただし、平成24年度に新規登録された者は、入札参加できません。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 入札参加申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を各1部提出してください。

ア 一般競争入札参加申請書

イ 入札物品（規格品、同等品又は同等品以上の物品）の詳細がわかるもの（カタログ等（別紙仕様書のCタイプについては図面））

(2) 入札参加申請方法

平成24年9月26日（水）から平成24年10月12日（金）まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部契約室契約課に(1)の書類を持参してください。

なお、同等品又は同等品以上の物品で入札する場合は、入札参加申請の前に、危機管理課の承認を受けてください。

(3) 入札参加者の決定通知

平成24年10月19日（金）までに入札参加申請者に通知します。入札参加決定通知後において入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

4 質疑に関する事項

仕様に関して質疑がある場合は、指定の質疑書に質疑内容を記入のうえ、電子メール又は持参により提出してください。

(1) 提出日時

平成24年10月2日（火）午前9時から午後4時まで

(6) 提出先

奈良市市民生活部危機管理課
メールアドレス
kikikanri@city.nara.lg.jp

(2) 回答日

質疑に対する回答は、平成24年10月5日（金）午前9時から午後4時までに電子メールで送付します。また危機管理課・契約課において閲覧に供します。

5 入開札に関する事項

(1) 入札方法 持参入札

入札書は、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記入してください。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入開札の日時

平成24年10月26日（金）午前10時00分

入札完了と同時に開札

(3) 入開札の場所

奈良市役所 入札室

以下省略

(平成24年9月26日掲示済)

奈良市告示第607号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成24年9月26日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市柏木町519番23号
申請者氏名	株式会社 吉川商事 代表取締役 吉川 彰浩
道路の位置	奈良市二名三丁目1090番13の一部、1090番15、1090番16の一部、1206番1の一部、1206番2の一部、4670番3及び4670番4の一部
道路の幅員	最大4.20m 最小4.20m
道路の延長	18.91m
指定年月日	平成24年9月26日
指定番号	第24006号

(平成24年9月26日掲示済)

奈良市告示第608号

平成24年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成24年9月26日

奈良市長 仲川元庸

1 この通知書の発送年月日	別紙のとおり
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成24年9月26日掲示済)

奈良市告示第609号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年9月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成23年7月21日 奈良市指令都整開 第11A-1号
- 平成24年9月4日 奈良市指令都整開 第11A-1-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成24年9月27日 第1319号
公共施設 平成24年9月27日 第594号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市あやめ池南六丁目1135番8及び1135番20
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区堂島一丁目4番20号
株式会社ロイヤル振興 代表取締役 大村典子
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市あやめ池南六丁目1135番8の一部及び1135番20の一部
(平成24年9月27日掲示済)

奈良市告示第610号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年9月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成24年5月10日 奈良市指令都整開 第11A-44号
- 平成24年8月7日 奈良市指令都整開 第11A-44-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成24年9月27日 第1320号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市小倉町1101番2、1101番3、1102番1の一部、1102番3の一部並びに針ヶ別所町1番の一部、2番の一部及び3番の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市福島区海老江一丁目1番31号
阪神不動産株式会社 取締役社長 岩瀬吉廣
(平成24年9月27日掲示済)

奈良市告示第611号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年9月28日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成24年2月21日 奈良市指令都整開 第11A-37号

<p>平成24年9月4日 奈良市指令都整開 第11A-37-1号</p> <p>2 検査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成24年9月28日 第1321号 公共施設 平成24年9月28日 第595号</p> <p>3 開発区域に含まれる地域 奈良市押熊町1587番51、2049番1、2099番1の一部、2099番5の一部、2102番1の一部、2103番の一部、2110番1の一部、2112番1の一部、2112番2、2114番、2123番76の一部、2126番の一部、2129番1、2129番2、2130番の一部、2132番1、2132番2、2133番1、2576番1の一部及び2577番の一部</p> <p>4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市西大寺東町二丁目1番63号 三和住宅株式会社 代表取締役 小林茂樹</p> <p>5 公共施設の種類、位置及び区域</p> <p>(1) 道路 奈良市押熊町2099番1の一部、2099番5の一部、2102番1の一部、2103番の一部、2110番1の一部、2112番1の一部、2112番2の一部、2123番76の一部、2126番の一部、2129番1の一部、2130番の一部、2132番1の一部、2133番1の一部、2576番1の一部及び2577番の一部</p> <p>(2) 公園 奈良市押熊町2049番1、2099番1の一部、2112番1の一部及び2123番76の一部</p> <p>(3) 防火水槽 奈良市押熊町2099番1の一部</p> <p>(4) 下水道 奈良市押熊町2099番1の一部、2099番5の一部、2102番1の一部、2103番の一部、2110番1の一部、2112番1の一部、2112番2の一部、2123番76の一部、2126番の一部、2129番1の一部、2130番の一部、2576番1の一部及び2577番の一部</p>	<p>(平成24年9月28日掲示済)</p> <p>奈良市告示第613号</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。</p> <p>なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。</p> <p>平成24年9月28日</p> <p>奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 許可の年月日及び番号 平成24年8月23日 奈良市指令都整開 第12A-16号</p> <p>2 検査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成24年9月26日 第1317号</p> <p>3 開発区域に含まれる地域 奈良市大森町78番1の一部（仮換地33街区10画地）</p> <p>4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市大安寺七丁目21-18 泉谷勝幸</p> <p>(平成24年9月28日掲示済)</p> <p>奈良市告示第614号</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。</p> <p>なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。</p> <p>平成24年9月28日</p> <p>奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 許可の年月日及び番号 平成24年8月23日 奈良市指令都整開 第12A-17号</p> <p>2 検査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成24年9月26日 第1318号</p> <p>3 開発区域に含まれる地域 奈良市大安寺七丁目682番2、大森町77番及び78番1の一部（仮換地32街区6画地・7画地）</p> <p>4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 奈良市大安寺七丁目21-18 泉谷勝幸</p> <p>(平成24年9月28日掲示済)</p> <p>奈良市告示第615号</p> <p>国土調査を行うので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により次のとおり公示します。</p> <p>平成24年9月28日</p> <p>奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 事業計画が公示された年月日 平成24年9月25日（平成24年奈良県告示第195号）</p> <p>2 調査を実施する者の名称 奈良市</p> <p>3 調査地域</p>
<p>奈良市告示第612号</p> <p>奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。</p> <p>平成24年9月28日</p> <p>奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。</p> <p>2 移動年月日 平成24年9月28日</p> <p>3 移動対象区域 近鉄奈良駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域</p> <p>以下省略</p>	<p>奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 事業計画が公示された年月日 平成24年9月25日（平成24年奈良県告示第195号）</p> <p>2 調査を実施する者の名称 奈良市</p> <p>3 調査地域</p>

奈良市都祁吐山町の一部

4 調査期間

平成24年9月25日から平成25年3月29日まで
(平成24年9月28日掲示済)**監査****奈良市監査委員告示第16号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表します。

平成24年9月26日

奈良市監査委員	中村 勝三郎
同	中本 勝
同	松村 和夫
同	井上 昌弘

福祉医療課

監査結果公表日 平成24年6月25日（奈良市監査委員告示第10号）

措置結果通知日 平成24年9月21日

【監査の結果】	【措置の内容】
(1) 後期高齢者医療保険料の滞納繰越分普通徴収保険料の収入未済については、負担の公平性を確保するため、一層の徴収努力を要望する。 また、分割納付に応じる場合には、奈良市事務専決規程により、保健福祉部長の決裁を経た上で、分割納付の決定をされたい。	(1) 後期高齢者医療保険料の分割納付に応じる場合は、奈良市事務専決規程により、保健福祉部長の決裁を経た上で、分割納付の決定を行うこととした。
(2) 切手類受払簿に記帳して、使用したことになっていた郵便切手が残っていた。また、記帳した内容の訂正処理が多く見受けられた。所属長は、定期的な残枚数の確認を行われたい。	(2) 所属長が月末に残枚数を確認することとし、切手類受払簿の保管枚数、受入高、払出高及び残額を適正に管理するよう徹底しました。

地域教育課

監査結果公表日 平成23年12月28日（奈良市監査委員告示第25号）

措置結果通知日 平成24年8月28日

【監査の結果】	【措置の内容】
国の「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」について、補助金交付決定	平成24年度の「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」について、奈良

が8月26日になされているにもかかわらず、9月26日の市会計管理者口座への入金日で調定されていた。奈良市会計規則第11条の規定に基づき、補助金の交付決定がなされた日に調定されたい。

市会計規則第11条の規定に基づき、補助金の交付決定がなされた日に調定を行った。

病院事業課

監査結果公表日 平成22年12月27日（奈良市監査委員告示第25号）

措置結果通知日 平成24年8月30日

【監査の結果】	【措置の内容】
(1) 市は、公益社団法人地域医療振興協会が市立奈良病院内にコインランドリー及び自動販売機（マスク）については、平成23年4月1日より、行政財産の使用許可に際し、行政財産使用料を免除せず徴収することとした。	(1) 市立奈良病院内のコインランドリー及び自動販売機（マスク）について平成23年4月1日より、行政財産の使用許可に際し、行政財産使用料を免除せず徴収することとした。

地域活動推進課（旧市民活動推進課分）

監査結果公表日 平成22年12月27日（奈良市監査委員告示第25号）

措置結果通知日 平成24年8月30日

【監査の結果】	【措置の内容】
都跡及び伏見連絡所において、市民から預かった公金を金融機関に振り込む業務を、国保年金課所属の収納嘱託員に依頼し報償費を支払っていた。他連絡所では既に事実上廃止していることから、都跡及び伏見連絡所においても検討されたい。	検討の結果、平成23年4月1日より都跡及び伏見連絡所の職員が金融機関に振り込むこととした。

(平成24年9月26日掲示済)

公営企業**奈良市水道局告示第36号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年

奈良市規則第43号) 第2条の規定により公告します。

平成24年9月18日

奈良市水道事業管理者
池田修

1 入札に付する事項

送・配水管、奈良市邑地町地内ほか5件(工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成24年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市水道局入札参加者等審査会事務要領による。)並びに建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事の入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができません。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

水道局業務部経理課(設計図書等は、奈良市水道局電子入札システムからダウンロードできます。)

4 開札の場所

水道局4階大会議室(北側)

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

(平成24年9月18日掲示済)

奈良市水道局告示第37号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年9月19日

奈良市水道事業管理者
池田修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
環境保全事業協同組合	代表理事 平岡 浩幸	兵庫県神戸市中央区 脇浜町三丁目7番14号L I N Zビル4F	平成24年9月14日

(平成24年9月19日掲示済)

奈良市水道局告示第38号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年9月21日

奈良市水道事業管理者
池田修

名称	代表者氏名	所在地	届出日
白鳥工業株式会社	代表取締役 松村 浩之	奈良市柏木町51番地 の1	平成24年9月19日

(平成24年9月21日掲示済)

奈良市水道局告示第39号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年9月26日

奈良市水道事業管理者
池田修

名称	代表者氏名	所在地	届出日
株式会社松田建設	代表取締役 松田 重子	奈良市二名三丁目10 53番地	平成24年9月21日

(平成24年9月26日掲示済)

奈良市水道局告示第40号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年9月27日

奈良市水道事業管理者
池田修

名称	代表者氏名	所在地	届出日
光成建設	代表者 荒木 猛	奈良市法華寺町1065	平成24年9月25日

(平成24年9月27日掲示済)

議会

奈良市議会告示第19号

平成24年9月25日、議会制度検討特別委員会の委員に、
中西 吉日出 議員を選任しました。

平成24年9月27日

奈良市議会議長
土田 敏朗
(平成24年9月27日掲示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。